一般財団法人日本ジャンプロープ連合
アスリート委員会規程

（総則）

第１条

この規程は、一般財団法人日本ジャンプロープ連合（以下「当連合」という。）のアスリート委員会（以下「委員会」という。）について定める。

２ 委員会は、当連合定款第 50 条に基づく委員会とし、委員会の活動等は、この規程の定めることによる。

（委員会の目的）

第２条

委員会は、ジャンプロープ競技に関連するあらゆる事案について、当連合に登録するアスリートの意見を取りまとめ、当連合の意思決定機関に反映するとともに、アスリートの立場を尊重し、選手育成、環境改善、普及発展に寄与することを目的とする。

（協議事項）

第３条

委員会は、委員長又は委員の発案により次の各事項について協議し、
アスリートを代表する意見を形成し、理事会に答申又は報告する。

(1) 競技の改善・整備に関すること
(2) アスリートの社会貢献や国際交流、社会的地位向上に関すること
(3) アスリートのトラブルの相談に関すること
(4) ジャンプロープの社会的役割や価値の向上に寄与すること
(5) ジャンプロープの普及発展に寄与すること
(6) その他、アスリートに関すること

（構成）

第４条

委員会の構成は,次のとおりとし、委員長及び委員は、現役アスリートまたはアスリート経験者でなければならない。

委員長 １名
委員 ８名以内

２ 委員長は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
３ 委員は、委員長が委嘱する。

45-2
（委員の資格）
第５条
現役アスリートは、年齢が１６才以上で、かつ、当連合の登録競技者とする。
２ アスリート経験者は、連盟の登録競技者で、当連合主催競技会又は国際レベルの競技会に選手として出場した経験を有する者とする。

（任期）
第６条
委員長、委員の任期は２年とする。但し、再任を妨げない。
２ 委員長または委員が、補欠又は増員により選任された場合の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
３ 委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

（委員会の開催）
第７条
委員会は、年１回以上開催するものとし、委員長が招集する。
２ 委員は、必要によりいつでも委員会の開催を求めることができる。

（議長）
第８条
委員会の議長は、委員長とする。

（決議）
第９条
委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附則
１．この規程の改廃は、理事会の決議による。
２．この規程は、令和５年 11 月１日に施行する。